

成年後見制度の概要

法定後見制度の基礎



判断能力が不十分

- ・ 認知症
- ・ 知的障がい
- ・ 精神障がい
- ・ 高次脳機能障がい



損をする・得になる・・・が分からない

(明治38年判例)

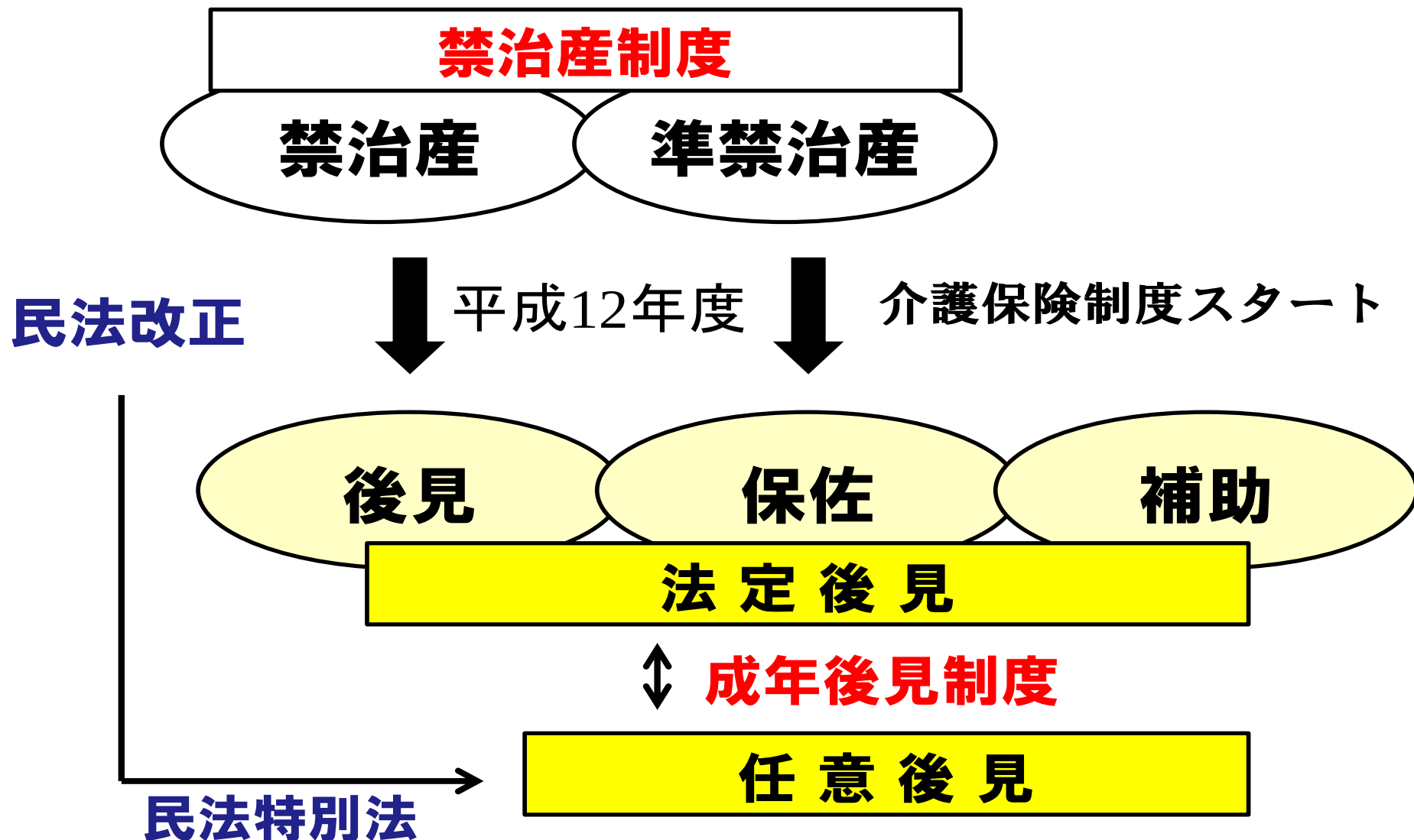
意思能力を欠く者がした取引行為(契約)は無効



平成29年5月民法改正:明文化(令和2年4月1日施行)

「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為(契約等)は無効とする」

法律行為(契約)～ 成立/取消し





既に不十分

手続開始時
の判断能力

家庭裁判所

家裁が決める

法定後見



問題なし

公証役場
(公正証書)

自分で決める

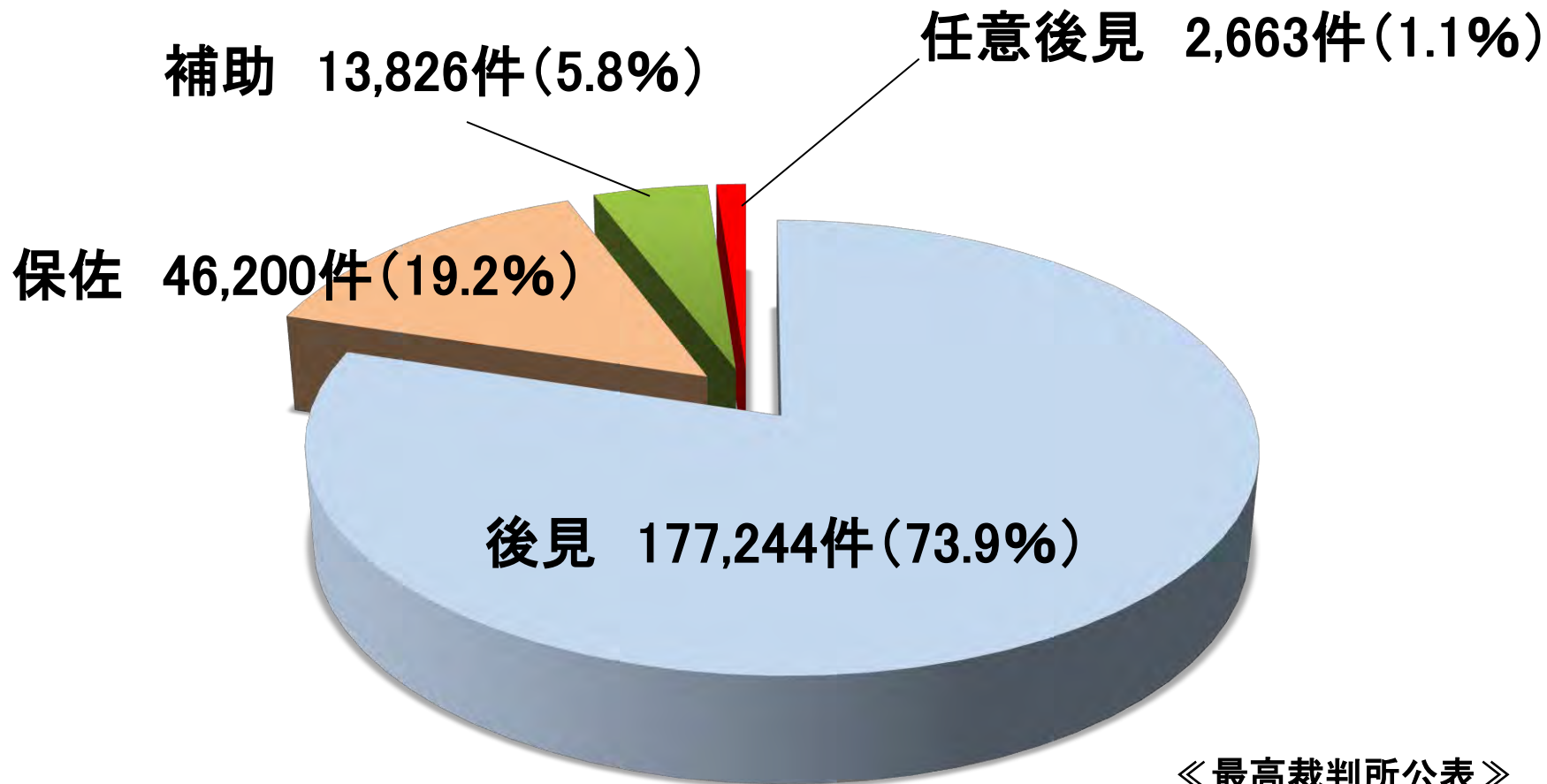
任意後見

手続き

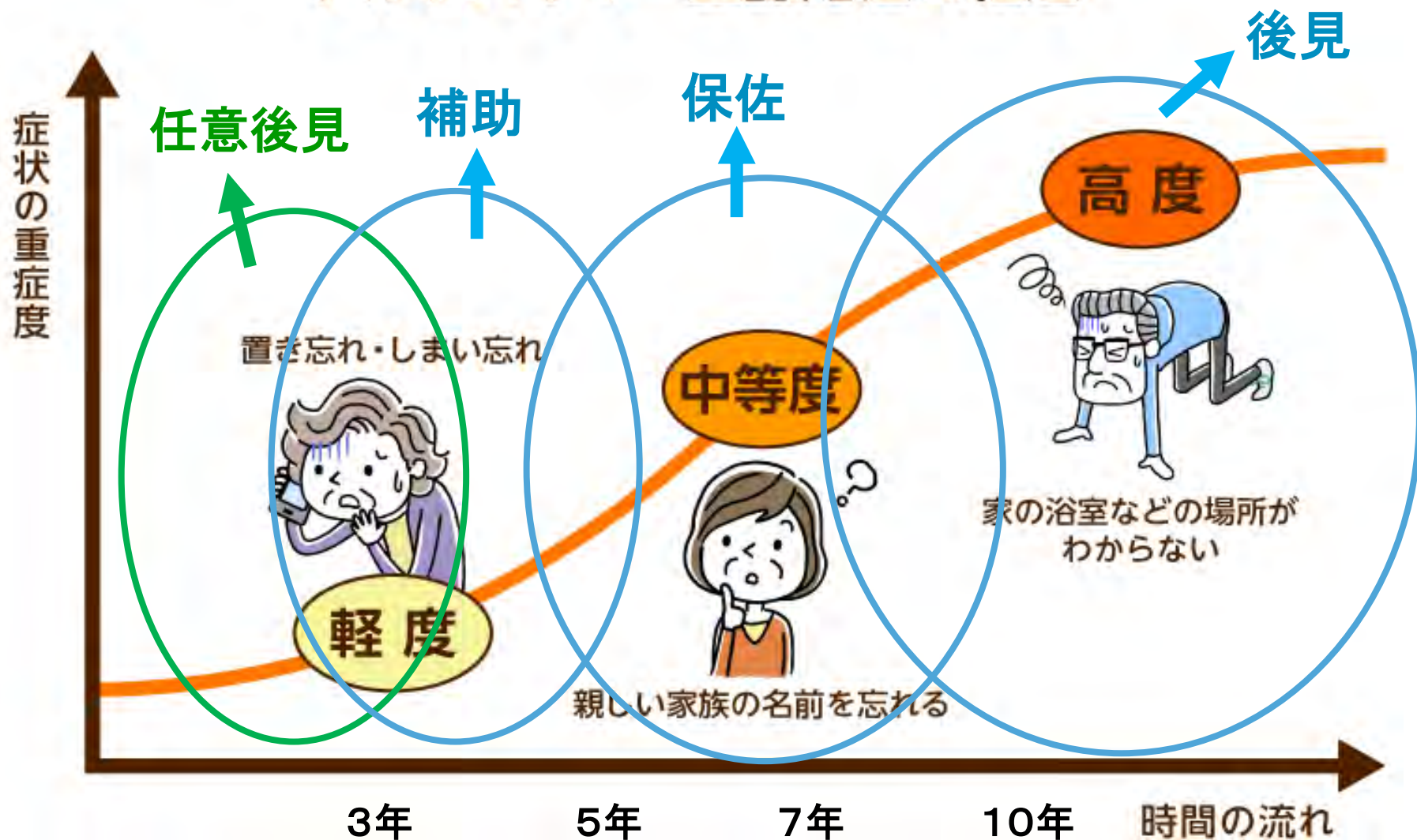
後见人

■ 令和3年 成年後見利用件数

利用総数：239,933件



アルツハイマー型認知症の経過



① 親族(家族)後見

→ 配偶者・子・孫・兄妹・甥姪 など

② 専門職後見

→ 弁護士・司法書士・社会福祉士

③ 職業後見

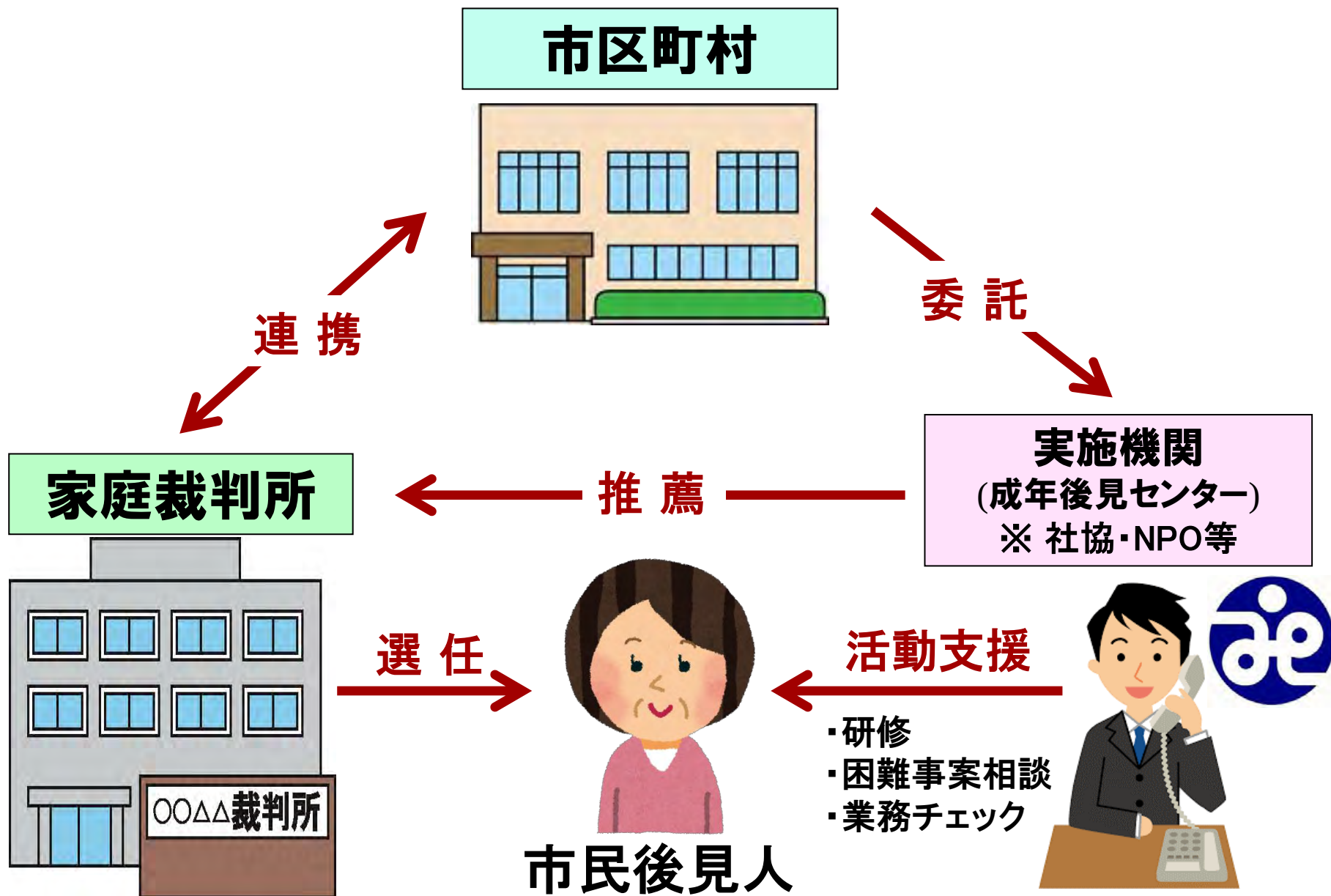
→ 行政書士・税理士・社会保険労務士 など

④ 法人後見

→ 社会福祉協議会・NPO法人・一般社団法人 など

⑤ 市民後見

→ 一般住民（市民後見人養成講座修了者）



本人

家庭裁判所

後見人等



認知症高齢者



障がい者

(知的・精神など)



(申立)

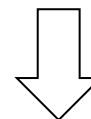


(選任)

(申立ができる人)

本人、配偶者
4親等内の親族
市町村長 など

● 個人
● 法人



本人の状態に応じて、3 類型の何れかに区分される

・ 後 見
・ 保 佐
・ 補 助

■ 民法

(後見開始の審判)

第7条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。



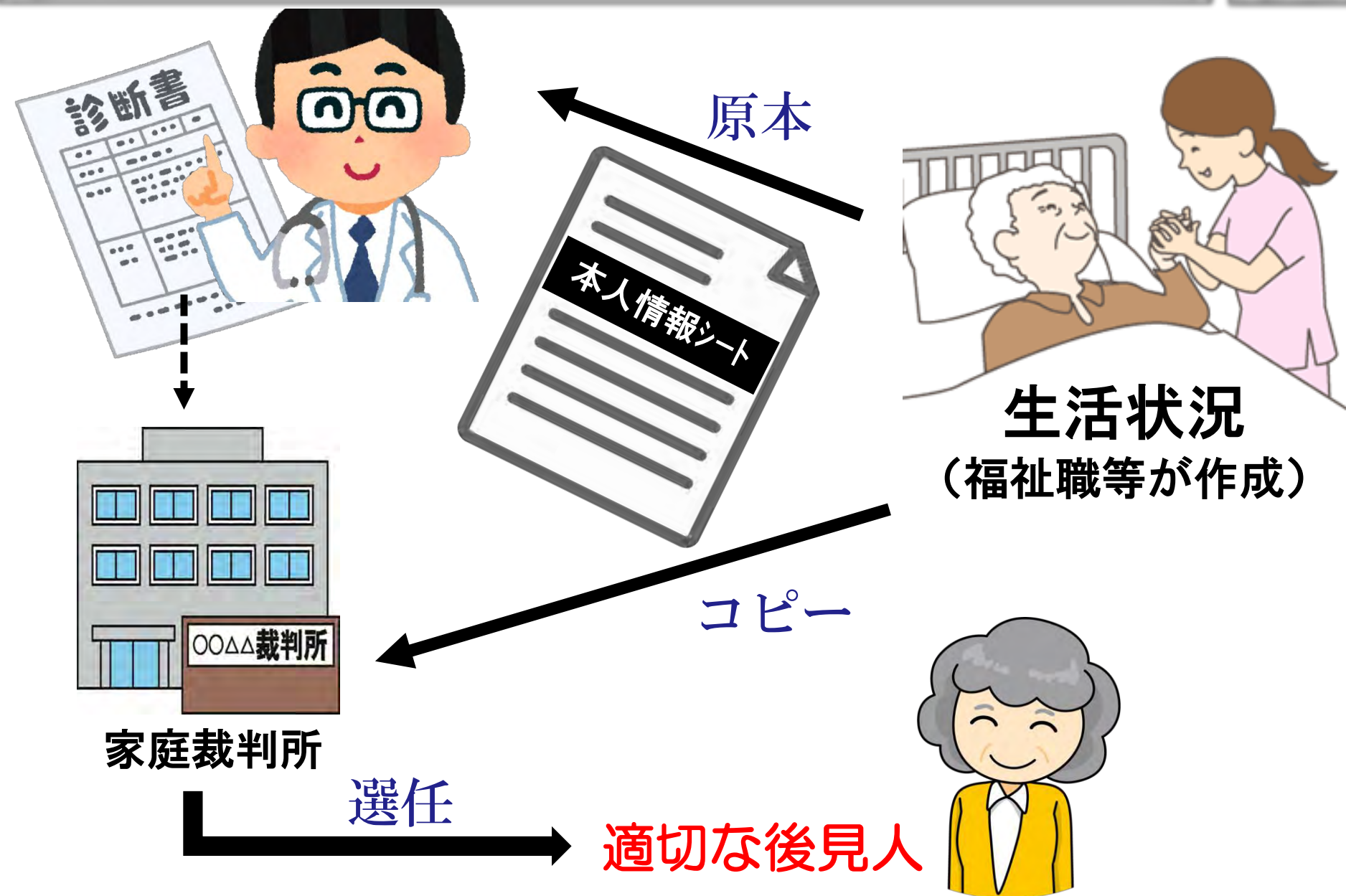
市町村長申立て

- ・親族がいない、又は疎遠
- ・親族申立てが期待できない

■ 老人福祉法

(審判の請求)

第32条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条
～ 中略～
に規定する審判の請求をすることができる。



法律行為
(契約)



~~事実行為~~

■ 財産管理

- ・印鑑、預貯金通帳の管理
- ・収支の管理(預貯金の管理、年金・給料の受取
公共料金、税金の支払いなど)
- ・不動産の管理、処分
- ・遺産相続の手続き … など

■ 身上保護

- ・健康診断や保健事業の申込み
- ・医療機関に関しての各種手続き
- ・老人ホームなど介護サービスの各種手続き
- ・障害福祉サービスの利用手続き
- ・本人の状況に変化がないか定期的に訪問し生活
状況を確認 … など

■ 医療・福祉サービス等

- ・医療行為、リハビリ、通院など
- ・家事支援、食事介護、入浴介助、買物支援 … など



(本人)
鈴木 花子さん



(後見人)
森 幸子さん

本人の状況

後見事務

区分

令和2年 5月	訪問販売が頻繁に出入り	——	<u>後見人に就任</u>	
			週に1回訪問	… 身上保護
			生活費を渡す(年金等)	… 財産管理
9月	家が散らかってきた	——	ホームヘルプの申込み	… 身上保護
令和3年 4月	玄関で転び骨折	——	入院手続き	… 身上保護
			医療費の支払	… 財産管理
9月	特養老人ホーム入所	——	入所契約	… 身上保護
			施設費支払い(毎月)	… 財産管理
			面会(毎月)	… 身上保護
令和4年 6月	自宅が空家	——	見回り・除草依頼	… 財産管理
	自宅の処分	——	土地建物売買契約	… 財産管理

本人の財産
(預貯金額)

報酬額

担い手

多額

高額

基本額
月額: 2万円

- 弁護士
- 司法書士
- 社会福祉士

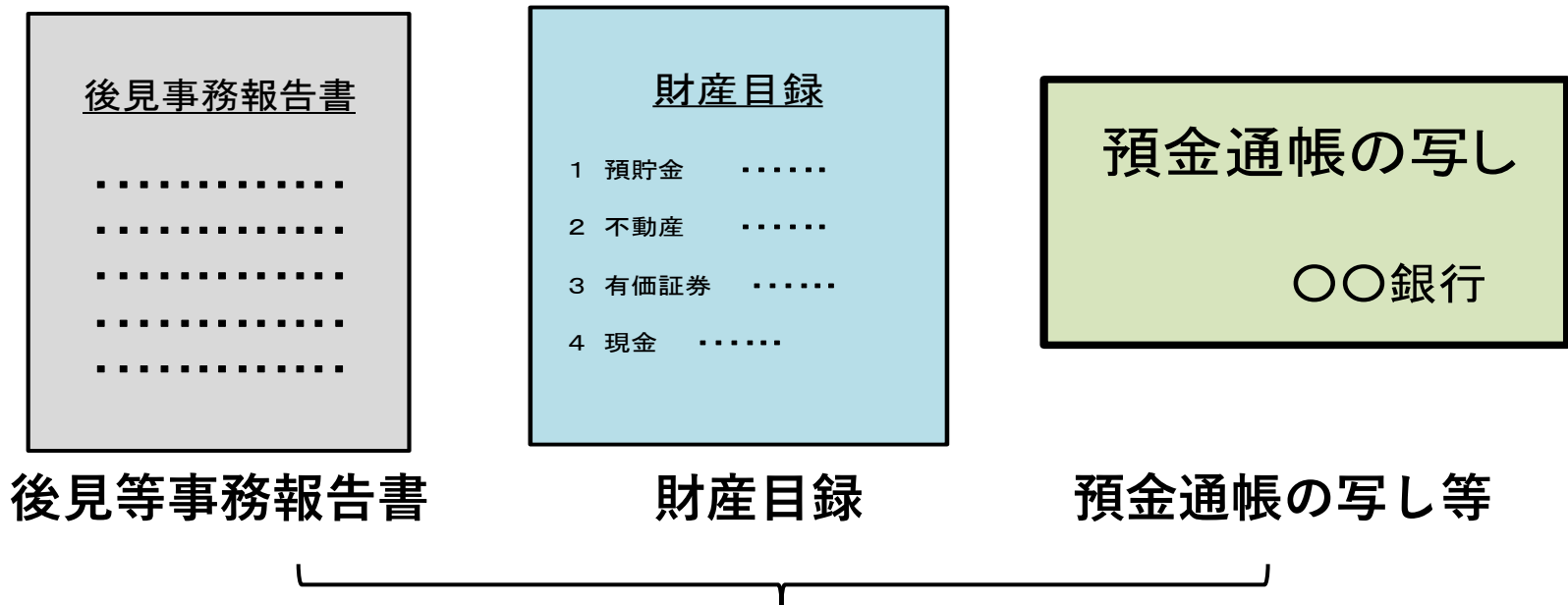
- 法人(社協等)
- 市民後見人

少額

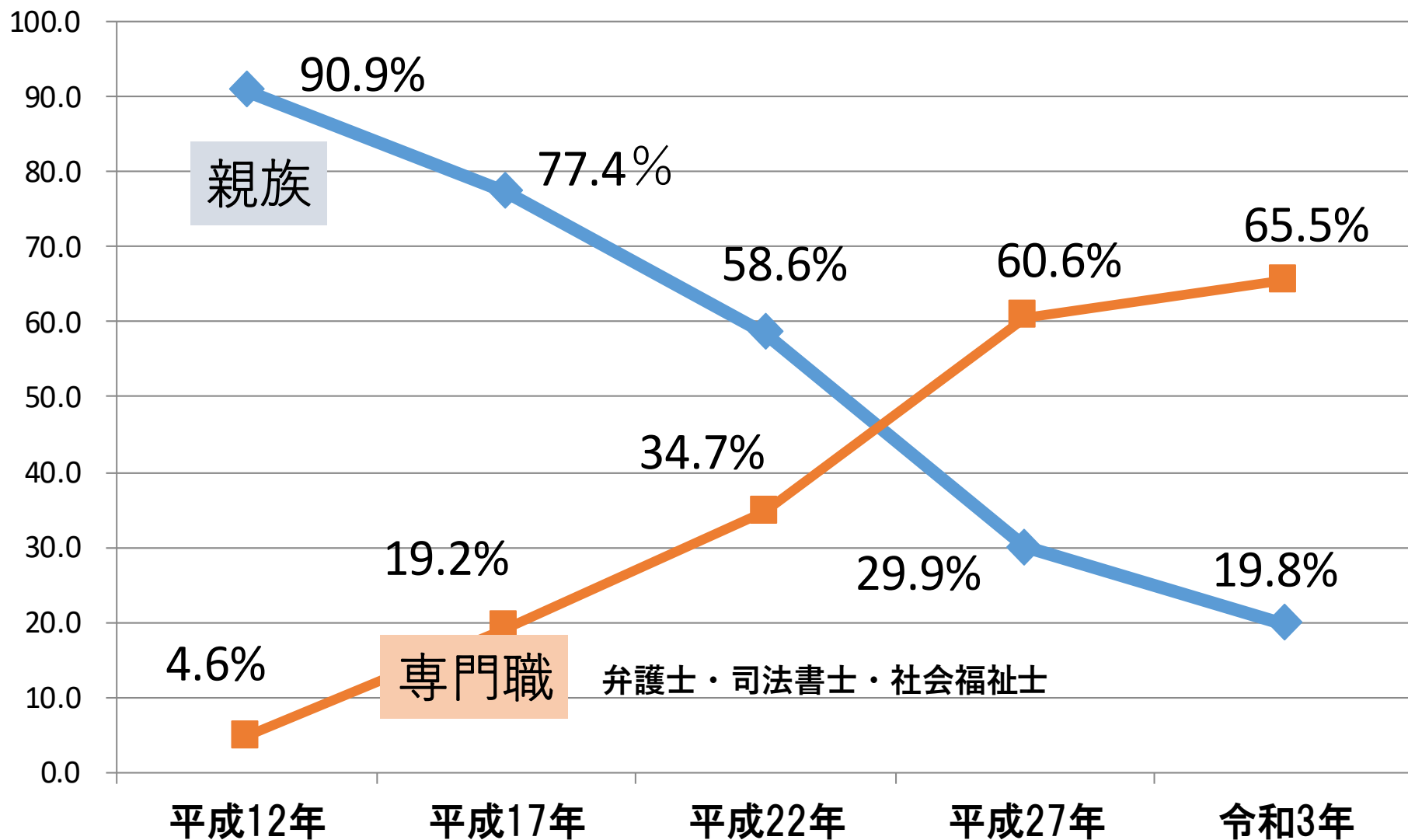
低額

- 親族

■ 定期的な監督の実施 (原則として年に1回の報告を求める)

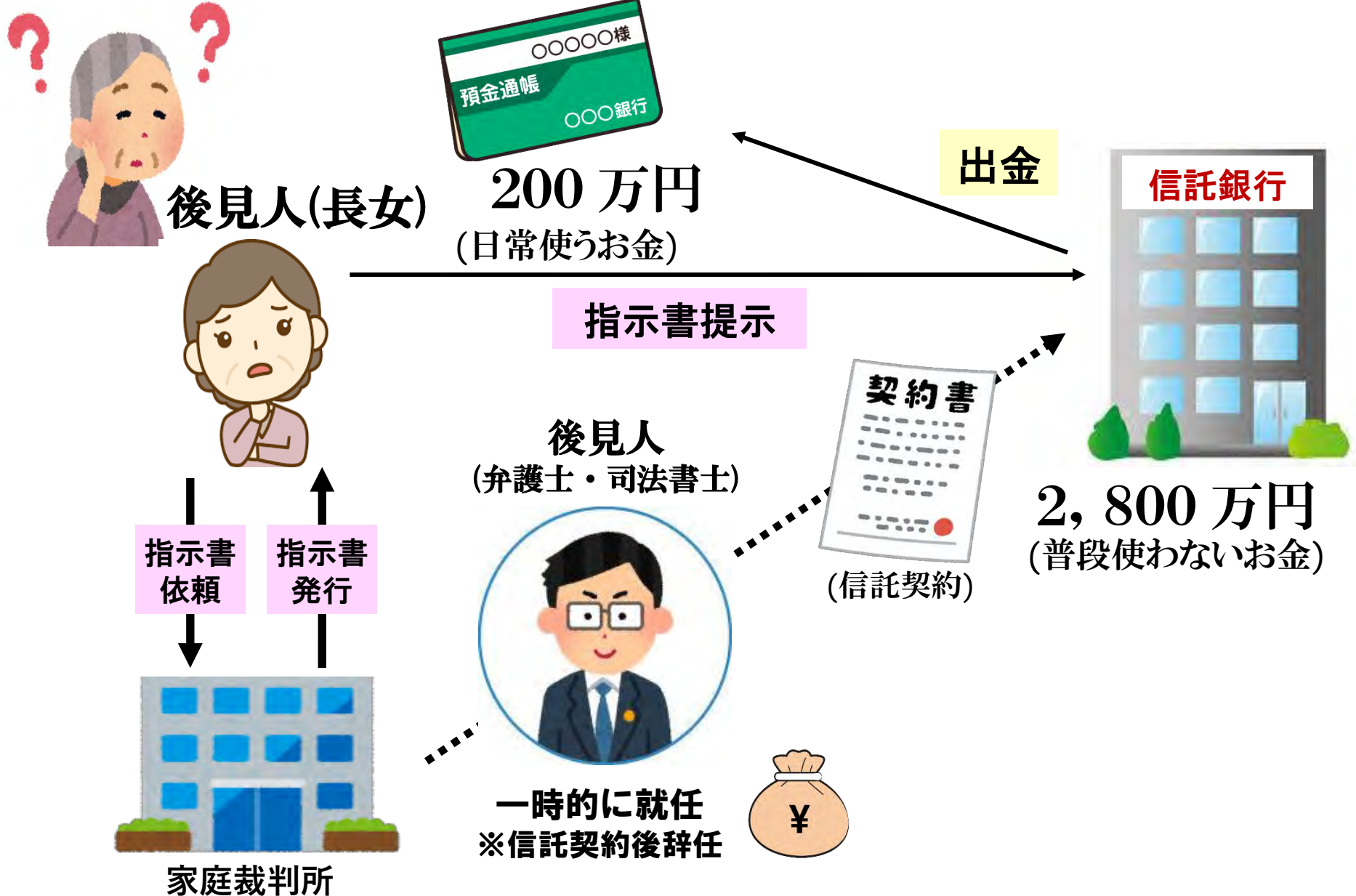


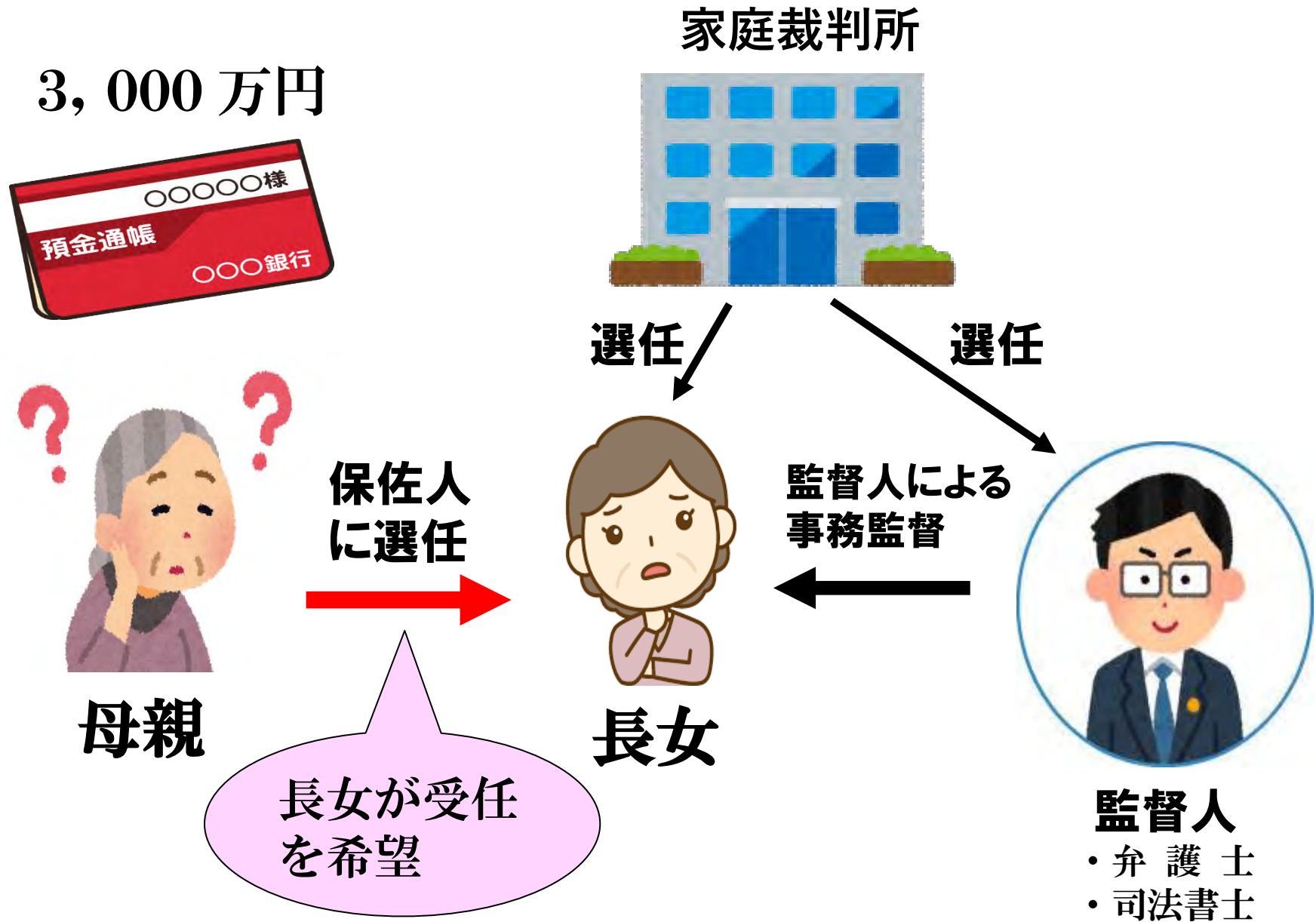
財産状況の報告を求め, その内容に応じて不正行為がないか調査を実施する



後見制度支援信託（後見類型のみ対象）

16

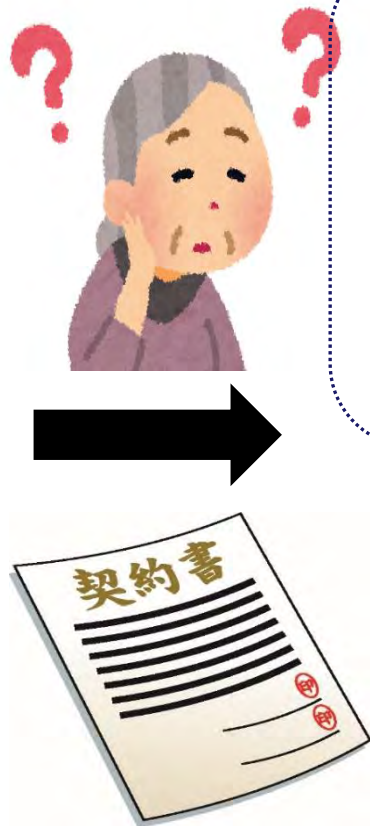




第876条の4

1. 家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。
2. 本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。
3. 略

本人が行う法律行為



同意権

有効
(確定的)

取消権

無効
(遡及的)

追認権

有効
(遡及的)



取消権の放棄

同意権の付与

同時に付与

- ・取消権
- ・追認権

- ① 認知症高齢者 631 万人
- ② 知的障がい者 86 万人
- ③ 精神障がい者 392 万人

【①は、2020年数値 ②③は、2018年数値】
※ 厚生労働省統計数値から引用

700 万人（2025年）

成年後見制度の利用の 促進に関する法律 （利用促進法）

平成28年4月13日公布・5月13日施行

＜成年後見を使いたくない＞

制度のメリットが実感できない

- ・後見報酬が高い
- ・財産管理が主体
- ・訪問しない
- ・本人の意思を尊重しない
- ・監督人がつく ……など

【現状】

成年後見利用者 24 万人

【令和3年最高裁判所調査】

基本計画の策定

（国・都道府県・市町村）

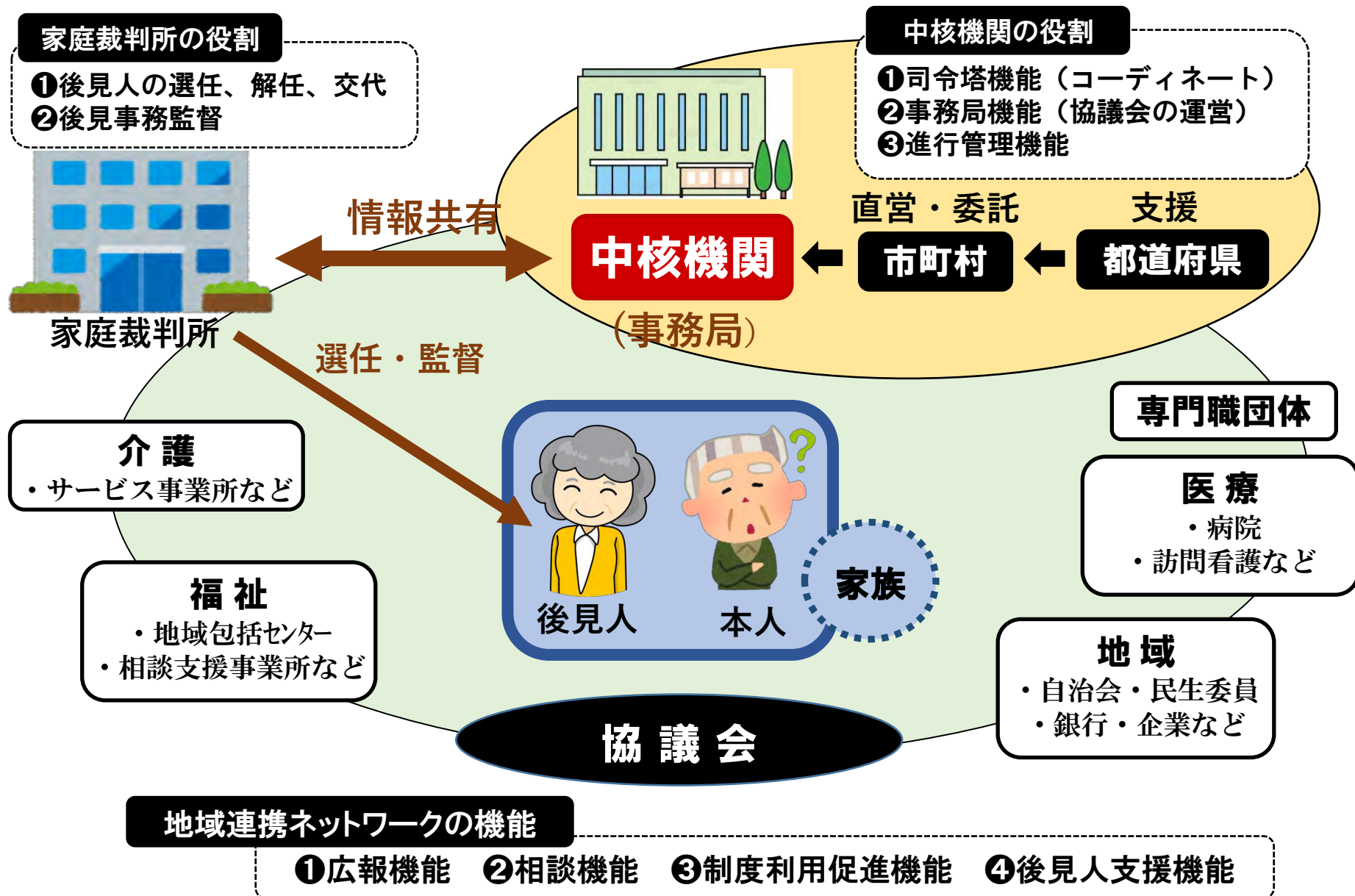
地域連携ネットワーク構築

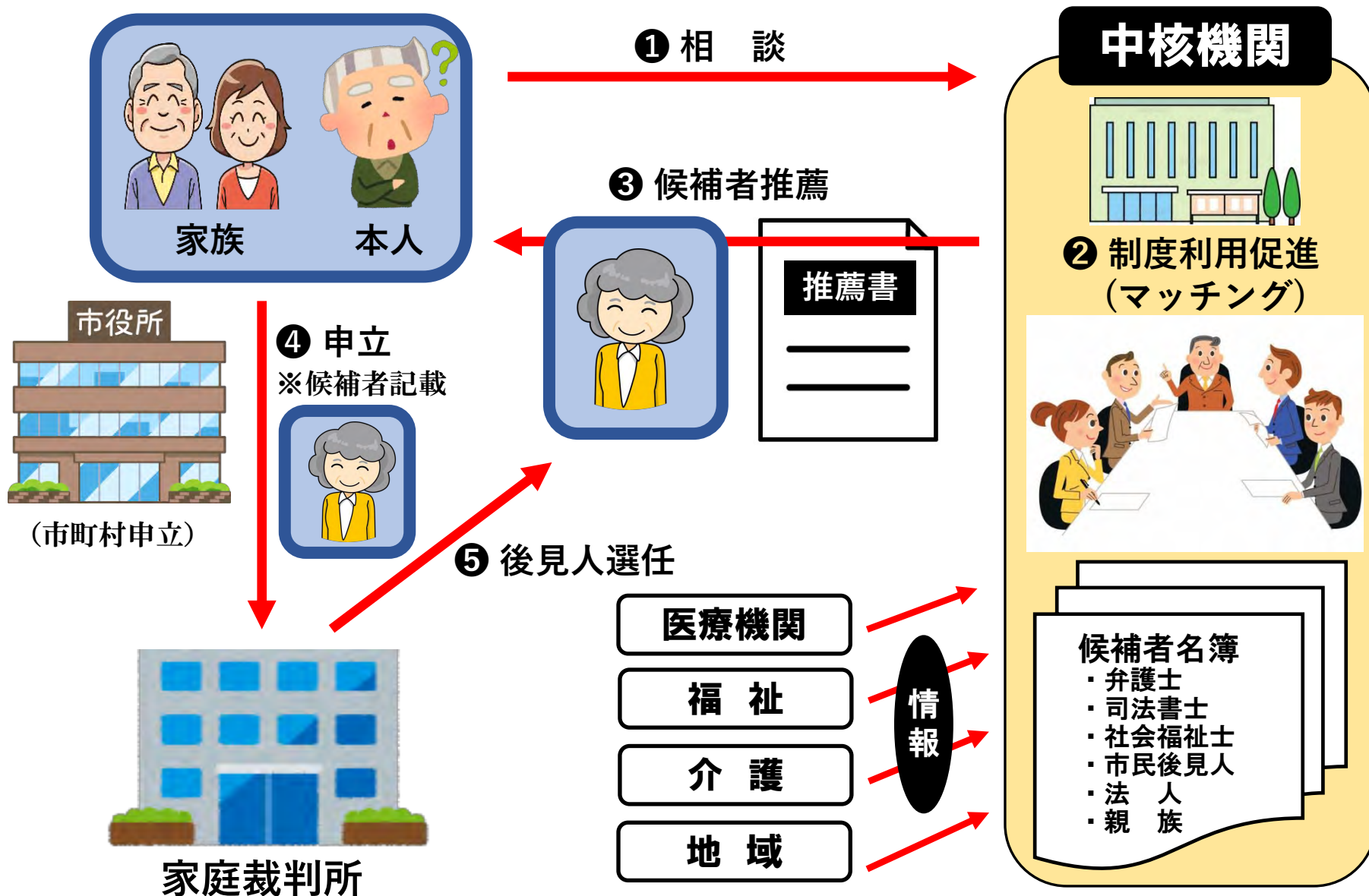
（チーム支援～連携・情報共有）

身上保護重視の支援

（後見人がついてよかった）

飛躍的な利用増をめざす





現 行

(財産管理重視)

後見人



見直し

多額

- 専門職
 - ・ 弁護士
 - ・ 司法書士

少額

- 親 族
- 法 人
- 市民後見

目 標

(身上保護重視)

後見人



介護サービス



入院



訪問

- 専門職
- 親 族
- 法 人
- 市民後見